

報告第 26 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（福知山市 R5.9.15）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第24号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月18日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京都府福知山市内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和5年9月15日、消防本部職員が福知山市内の駐車場に公用車を駐車しドアを開けたところ、隣に駐車中の車両に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 55,440円

3 損害賠償の相手方 宮津与謝消防組合 管理者 城崎 雅文